CASBEE 評価認証業務規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この CASBEE 評価認証業務規程(以下「規定」という。) は株式会社 J 建築検査センター(以下「当社」という。)が、建築環境総合性能評価システム CASBEE(以下「CASBEE」という。)による建築物の総合的環境性能評価を適切に実施するため、CASBEE 評価認証機関認定制度要綱(平成19年11月8日施行:(財)建築環境・省エネルギー機構制度(以下「機構という」。)制定)(以下「認定制度要綱」という。)第14条に基づき必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 CASBEE による建築物の総合的環境性能評価認証の業務(以下「評価認証業務」という。)は機構が定める CASBEE 評価基準及びマニュアルによるほかこの規定により、公正、中立の立場で厳正かつ適正に実施するものとする。

(用語)

- 第3条 この規定において次の各号に挙げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 評価認証 建築環境性能評価システム CASBEE (以下「CASBEE」という。) による総合的 環境性能評価が適切に行われていることを認証することをいう。
 - (2) 評価員 CASBEE 評価員登録制度の要綱 (機構制定) に基づく評価員 (CASBEE 建築評価員) をいう。

(評価認証業務を行う時間及び休日)

- 第4条 評価認証業務を行う時間は、休日を除き、午前9時から午後5時30分までとする。
 - 2 前項の休日は、次の通りとする
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 12月29日から1月3日までの日

(事務所の所在地)

第5条 事務所の所在地は次の通りとする

- (1) 渋谷事務所の所在地は、東京都渋谷区渋谷1丁目13番9号とする。
- (2) 町田事務所の所在地は、東京都町田市中町1丁目3番2号とする。
- (3) 八重洲事務所の所在地は、東京都中央区八重洲1丁目6番2号とする。

(業務の区域)

第6条 評価認証業務の区域は、日本国内の全域とする

(業務の区分)

第7条 評価認証業務を行う区分は、要綱施行規則第1条第二号の区分(戸建住宅を除く建築物)の内、 原則として延べ面積500 ㎡以上の建築物とする。 (評価認証業務の義務)

第8条 認証機関は、評価認証の業務を行うべきことを求められた時は、正当な理由がある場合を除き、 遅滞なく、評価認証の業務を行わなければならない。

第2章 評価認証業務の実施方法

(評価認証申請及び様式等)

- 第9条 評価認証を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当社に別記第1号様式による申請書及び評価認証に関する次の添付図書(以下「申請関係図書」という。)を提出するものとする。
 - (1) 評価認証に関する資料
 - イ 評価建築物の全体概要を示す資料
 - ロ 環境設計の配慮事項 (別記第2号様式)
 - ハ CASBEE 評価シート
 - 二 評価の考え方とその根拠を明示した図書等
 - ホ その他、必要に応じた資料
 - (2) その他当社が評価認証を行うために必要とする図書等
 - 2 前項に係る申請関係図書は、あらかじめ当社と協議したうえで当社が指定する方法で、電子情報処理組織(当社の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)または、磁気ディスク等(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。)により提出することができる。
 - 3 申請関係図書における CASBEE評価及び評価の考え方とその根拠の明示等については CASBEE 建築評価員によるものでなくてはならない。

(評価認証申請の引受け及び契約等)

- 第10条 当社は、前条第一項で定める申請関係図書の提出又は前条第二項による評価認証の申請があった 時は、次の各号について点検して支障がない場合はこれを引き受ける。
 - (1) 申請のあった建築物が第7条に定める業務の区分に該当すること
 - (2) 提出された申請関係図書に明らかな不備が無く、また記載事項に漏れが無いこと
 - (3) 申請内容に明らかな瑕疵が無いこと
 - (4) 申請のあった建築物の CASBEE 評価を当社が行っていないこと
 - 2 当社は前項の規定において申請関係図書に不備がある場合は、申請者に補正を求め、補正がなされない時は引き受けできない理由を説明し、申請関係図書を申請者に返還する。
 - 3 当社は、第一項により申請を引き受けたときは、承諾書を申請者に交付する。この場合、申請者と 当社は別に定める CASBEE 評価認証業務約款(以下「業務約款」という。)に基づき契約を締結し たものとする。なお、前条の申請書に引受受諾印を押印し、その写しをもって承諾書に代えること ができるものとする。
 - 4 当社は、申請者が正当な理由なく認証に係る手数料を、業務約款に規定する支払期日までに支払わない場合は、引き受けた業務を中断し契約を取り消すことができる。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第11条 前条の業務約款には、次の事項を盛り込む

- (1) 申請者は当社の請求があるときは、当社の評価認証業務の遂行に必要な範囲内において、申請に係る情報を遅滞なく正確に当社に提供しなければならない旨の事項
- (2) 当社は当社の責めに帰すことにできない事由により、業務期日までに第 13 条で定める CASBEE 評価認証書を交付できない場合には、申請者に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を求めることができる旨の事項
- (3) 申請手数料の支払い方法に関する事項

(評価認証に係る審査の実施)

- 第12条 当社は評価認証申請を引き受けたときは、速やかに申請に係る内容の審査を評価員に実施させる。
 - 2 評価員は、前項の審査を申請関係図書について CASBEE 評価基準及びマニュアルに基づき行う。
 - 3 前項に審査は、必要に応じ申請者のヒアリング及び現地調査を行うものとする。
 - 4 当社は、申請関係図書の内容(申請者へのヒアリング等を含む)では、適確に評価ができない時は、申請者に対して、その旨及びその理由を通知し、評価認証業務を終了するものとする。この場合は別記第3号様式による通知書を用いる。

(評価認証書等の交付)

- 第13条 当社は、第10条第一項の規定により評価認証申請を引き受けて、前条の規定により認証評価を 行ったときは、別記第4号様式による CASBEE 評価認定書(以下「認証書」という。)を申請 者に交付する。
 - 2 前項の認証書は、要綱施行規則第5条に基づくものとする。
 - 3 当社は第一項の認証書に、認定制度要綱第 16 条に基づき、CASBEE 認証マーク (認証票) を付するものとする。
 - 4 前項の CASBEE 認証マーク (認証票) を使用するときは、機構に認定制度要綱第 16 条に基づく使用料を納める。

(評価認証申請の取り下げ)

- 第14条 第10条第一項の規定により受付した評価認証申請を、申請者の都合により申請者が認証書の交付前に取り下げようとする場合は、当社は、申請者から別記第5号様式による評価認証申請取下げ届を受領するものとする。
 - 2 当社は、前項の申請取下げ届を受領したときは、評価認証業務を中止し、申請関係図書を申請者に返却するものとする。

第3章 評価認証業務に係る手数料

(評価認証業務に係る手数料の収納等)

- 第15条 申請者は、別に定める当社評価業務手数料規程(以下「手数料規程」という。)に基づき、尿か 認証に係る手数料を当社の指定する銀行等に振込等により納入する。
 - 2 前項の振込等に要する費用は申請者の負担とする。
 - 3 評価認証業務の不履行、評価認証申請の取り下げその他の事由が生じた場合の評価認証業務に係る 手数料の取り扱いについては、業務約款及び手数料規程で定める。

(評価認証業務に係る手数料の返還)

第16条 当社は収納した評価認証業務に係る手数料については、業務約款で定める場合を除き返還しない。

(評価員の選任と解任)

- 第17条 当社は、評価認証の審査を実施させるために評価員を選任する。評価員は職員の中から選任する ほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
 - 2 当社は、次のいずれかに該当する場合は、その評価員を解任する。
 - (1) 認定制度要綱第11条第三項により、機構の理事長から解任命令があった時
 - (2) CASBEE 評価員登録の消除があった時
 - (3) 前号のほか、評価員としてふさわしくない行為があった時
 - (4) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
 - 3 当社は、前項により評価員を解任した場合において、必要がある場合には新たに評価員を選任する ものとする。
 - 4 当社は、評価員を選任又は解任したときは、認定制度要綱第 11 条第二項により、その旨を機構の理事長に届け出る。

第5章 その他評価認証業務の実施に関し必要な事項

(守秘義務)

第18条 評価員及びその他評価認証業務に関した者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(評価員の配置)

第19条 評価認証業務を実施するため、渋谷事務所に第 17 条一項の規定による評価員を 2 名以上配置する。

(評価認証業務の実施体制)

第20条 当社は、適確な評価認証業務を実施するための体制を整備する。

- 2 評価認証業務に従事する評価員又は社員は、その業務の執行に当たって厳正かつ公正を旨とし、不正 の行為の無いようにしなければならない。
- 3 評価認証業務に従事する評価員又は社員は、自己が関係する個人、企業及び団体等の申請に係る評価 認証業務は行わない

(帳簿)

- 第21条 当社は、認定制度要綱第19条に基づき、評価認証業務に関する次の事項を記載した帳簿を備え 付ける。
 - (1) 第10条第一項の規定により、評価認証の申請を引き受けた年月日
 - (2) 第13条第一項の規定により、評価認証書を交付した年月日
 - (3) 前号の評価認証書に記載した事項
 - (4) 当該評価認証の審査を行った評価員の氏名
 - (5) 当該評価認証業務に係る手数料の額
 - (6) その他、必要な事項

(帳簿及び図書の保存期間)

- 第22条 前条の帳簿の保存期間は、当社が評価認証業務を廃止するまでとする。
 - 2 申請関係図書並びに当該評価認証業務に用いた図書等の保存期間は、第 13 条第一項の規定により評価認証書を交付した日から 10 年間とする。

(帳簿及び図書の保存並びに管理の方法)

- 第23条 前条の帳簿及び図書の保存は、審査中にあっては審査のため特に必要がある場合を除き、事務所 内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において確実、かつ秘密の漏れることの無 い方法で行う。
 - 2 第21条各号に掲げる事項を電子データとして保存するときは、帳簿に代えることができる。
 - 3 前条第二号による図書等は、第 9 条第二項の規定による一定の事項を確実に記録しておくことができるもの等で保存する方法によってすることができるものとする。

(実績報告)

- 第24条 当社は、認定制度要綱第18条に基づき、次に掲げる評価認証業務の実績を各年度の半期ごとに 機構に理事長に報告するものとする。
 - (1) 評価認証業務を行った建築物の用途別件数に関する事項
 - (2) 評価認証業務を行った建築物の概要及び評価内容に関する事項
 - (3) その他必要な事項

(連絡会議への参加)

第25条 当社は評価認証業務の公正かつ円滑な運営を推進するため、要綱施行規則第 10 条で定める「CASBEE 評価認証機関等連絡会議」に参加するものとする。

(評価認証書等の交付に係る公表)

第26条 当社は第13条第一項の規定により認証書を交付したときは、その旨を公表することができる。

(表示)

第27条 評価認証を受けた者は、認証を受けた建築物等にその旨を表示することができるものとする

(評価認証の有効期間等)

- 第28条 認証の有効期限は、次の各号に掲げる建築物に応じ、それぞれ当該各号に定める機関とする。
 - (1) CASBEE-新築の評価ツールで認証を受けた建築物 竣工後3年
 - (2) CASBEE-既存の評価ツールで認証を受けた建築物 評価認証書の交付を受けた日から 5 年間
 - (3) CASBEE-改修の評価ツールで認証を受けた建築物 改修後3年間
 - (4) 上記(1)~(4)
 - 2 有効期間満了後継続して当該認証を希望する者は、更新のための審査を受けることができる。この 場合の手続き等については第9条から第16条(第11条を除く)の規定を準用する
 - 3 有効期間内において対象建築物の計画変更又は改築により再評価を希望する者は、再評価の審査を 受けることができる。この場合の手続き等についても、前項と同様とする。

(報告及び調査等)

第29条 当社は評価認証を受けた者に対して、評価認証に関し必要があると認める場合においては、報告 もしくは資料の提出を求め、又はこれらの承諾を得て現地調査を行うことができるものとする

(評価認証の取消)

- 第30条 当社は、評価認証を受けたものが次の各号のいずれかに該当する場合においては、その評価認証 を取り消すことができる。
 - (1) 評価認証の取り消しを申請した場合
 - (2) 計画変更、改築等により対象建築物の全部もしくは一部が評価に影響を及ぼす変更がなされた場合
 - (3) 偽りその他不正の手段により評価認証を受けたことが判明した場合
 - (4) 正当な理由なく、報告及び資料の提出又は現地調査を拒否した場合
 - (5) 当該評価認証を受けた建築物と異なる建築物を評価認証を受けたと偽り又は誤解を招くこと等不誠実な行為をした場合
 - 2 当社は認証を取り消したときは、評価認証を受けた者に対し、認証を取り消した理由を付してその旨を通知するとともに、その旨を公表することができる。
 - 3 第一項の規定により、評価認証を取り消したときは、その旨を機構の理事長に報告するものとする

附則 この規定は平成 年 月 日から施行する

制定 : 平成 年 月 日